

青森市健康増進センター条例（平成十七年条例第二百六号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 略</p> <p>（設置）</p> <p>第二条 市民に健康増進の場を提供するとともに、健康に対する意識の普及啓発及び健康増進指導等を通じて、市民の健康づくりの積極的な推進を図り、並びに母性及び子どもの健康の保持及び増進を図るため、健康増進センターを設置する。</p> <p>2 母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）<u>第二十二條第一項</u>の規定により<u>子ども家庭センター</u>が行う事業その他母性及び子どもの健康の保持及び増進に関する事業を行うため、健康増進センターにあおもり親子はぐくみプラザを置く。</p> <p>第三条～第十一条 略</p>	<p>第一条 略</p> <p>（設置）</p> <p>第二条 市民に健康増進の場を提供するとともに、健康に対する意識の普及啓発及び健康増進指導等を通じて、市民の健康づくりの積極的な推進を図り、並びに母性及び子どもの健康の保持及び増進を図るため、健康増進センターを設置する。</p> <p>2 母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）<u>第二十二條第二項</u>の規定により<u>母子健康包括支援センター</u>が行う事業その他母性及び子どもの健康の保持及び増進に関する事業を行うため、健康増進センターにあおもり親子はぐくみプラザを置く。</p> <p>第三条～第十一条 略</p>